

「京丹後市美しいふるさとづくり条例」 改正案の骨子

●目的

この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全と持続可能なまちづくりの推進、並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。

- 京丹後市の自然環境に暮らす私たちにとっては、恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、誇るべき財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。
- 一人ひとりが環境の有限性を深く認識し、環境に接する全ての者の参加と協働によって私たちの行動及び活動全般を環境負荷の少ないものに改めていくことが求められている。
- この認識に基づき、私たち京丹後市民と、関係する全ての人が協力し合い、役割を分かち合いながら、美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくりに努めなければならない。

●役割

- 市は、環境の保全及び持続可能なまちづくりに関する施策を策定する。計画の策定及び実施に当たっては、環境との調和並びに保全を考慮し、市民等が行うまちづくりを支援する。また、地球環境の保全にあつては、市民等の意識啓発に努めるとともに、資する施策を積極的に推進する。
- 市民等は、環境への理解を深め、美化、啓発及び体験の各活動を通し自主的かつ積極的な取組の実践に努める。
- 事業者は、その事業活動において環境への影響を未然防止し、必要な措置を講じるよう努める。
- 所有者等は、土地若しくは施設の清潔を保持し、環境の美化及び保全に努める。

●清潔な生活環境の確保

- ・何人も、みだりにごみ等を散乱してはならない。
- ・何人も、公共の場所及び他人占有の土地・施設を汚さないように努めなければならない。
- ・飼養する動物が排出した糞は、回収し適切に処分しなければならない。

○市内生活環境の保全のため、全市域に対し「清潔な生活環境の確保」の努力義務を設ける。

○容器入り食品・飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、回収設備を設けるなど、適正処理に協力するものとする。

●環境基本計画

市長は、環境の保全及び持続可能なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定める。

○環境基本計画の策定を条例に規定し、市の役割として定める。市の環境政策に関する施策検討にあつては、これを体系的に整理し、施策根拠と方針を明確に定め、目的達成に向けてこの確実な運用と実施に努めるものとする。

●環境共生自主計画

市長は、一定地域内における美化、啓発及び体験の各活動を定めた環境保全並びに啓発に関する活動、及び社会的利用の促進に関する計画を環境共生自主計画として承認する。

○自主計画は、活動する者が保全対象区域の属する自治会同意のもとで定める。保全すべき環境を含む地域を条件とし、土地の区域、環境の特質、各活動、抑制行為を2年計画で定める。

○市民等による主体的かつ能動的な保護・保全、啓発等活動が促進される体制づくりを考慮する。美化活動のみは計画の対象としない。

○自主計画の承認を受けた計画策定者を「環境共生活動推進主体」として認定し、認定者は計画に基づく美化・啓発・体験の各活動を主体的に実行する。

○市は、承認自主計画に基づく美化・啓発・体験活動の実施を支援する。

●環境共生推進地域

市長は、環境共生自主計画の承認地域を環境の保全及び持続可能なまちづくりを具体化する区域であって、社会的活用と自然的保護の共生が特に重要と認める区域として、環境共生推進地域に指定する。

- 活動の主体が定める自主計画を承認した地域を「環境共生推進地域」として指定し、告示する。
- 美化、啓発、体験の各活動が伴うことを条件とし、「共生」が目的であることを明確化する。他の法令及び条例と規定の重複がないよう留意した運用とする。なお、承認・指定の際は、関係機関に対し意見の有無を確認する運用とする。
- 市民公募や指定の意向を受けつつ、市民の主体性を活かし、順次指定拡充して行く運用とする。

●特別保護区域

市長は、環境共生推進地域の指定を受けた区域のうち、市長、又は推進主体がその管理権限を有する区域であって、特に必要と認める区域を特別保護区域に指定できることとする。

- 環境共生推進地域のうち、保全すべき自然環境を有し、市又は地区等に管理権限のある区域は特別保護区域に指定する。なお、指定した際は告示する。
- 特別保護区域である場合は、清潔の確保、当該区域の自主計画の範囲内において、禁止行為を定めることができ、行為に関する監視、指導の実施を推進主体に対して認める。
- 市は、推進計画に基づく監視パトロール活動等を支援する。

●審議会を設置

地方自治法第138条の4第3項及び環境基本法第44条の規定に基づく設置とする。

- 環境の保全に関する基本的事項、環境基本計画の管理、推進地域・特別保護区域の指定のほか、地球温暖化緩和に資する対策・気候変動適応対策、環境資源・エネルギー活用等に係る必要事項の調査及び審議を所掌する。

条例改正案で指定する適用地域・区域の例

	規定の対象	適用条件	環境特性 (指定根拠の例)	指定対象の範囲 (計画策定範囲の例)	行為	市長の権限
1	「 <u>地域社会全般</u> 」	無条件	何人も 全市対象 (対社会)	市内全域公共の場所 公園、海水浴場、道路等 市、市民、事業者、 所有者の責任区域 他人の所有区域	・実践義務 清潔な生活環境の確保 (ごみ散乱、汚さない努力 清潔保持努力、糞処理)	立入検査
2	環境共生自主計画の承認 ＝ 「 <u>環境共生推進地域</u> 」	自主計画の 市長承認	①鳴り砂海岸 ②天然ブナ林 ③ジオパーク ④府最大の湖	①琴引浜含む周辺地域 ②旧内山集落含む周辺地域 ③立岩含む周辺地域 ④離湖公園周辺地域	自主計画に基づき推進 主体による美化、啓発、 体験各活動の実施 抑制行為の指定	立入検査 活動支援 (啓発・体験活動) ※美化のみはNG
3	「 <u>特別保護区域</u> 」	市長承認 (計画内へ の特別保護 区域の記載)	市、又は 推進主体の 管理権限区域	①琴引浜1.8km (海岸法・市管理区域) ②内山ブナハウス区域 ③管理海岸、東屋区域 ④市管理公園	禁止行為を告示 推進主体による監視 活動が可能	立入検査 違反者指導 活動支援 (監視パトロール)

推進地域と
同時承認、同時告示

当該区域を含む自治会の同意が必要

条例「環境共生自主計画の承認」の対象地域に規定

- 地質若しくは地形が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- 保全すべきと認められる天然植生の状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域
- 生存する希少動植物を良好に育む環境を維持している状態を含み、これと一体となって自然環境を形成している地域

現行版

- 平成16年度6町合併時、網野町条例を踏襲し市条例として設置
- 自然環境の保全に努める理念遂行のために制定となった市条例

【目的】美しいふるさとづくり
豊かな自然環境保全／一体となった市域美化

【責務】環境保全と美化
市／事業者／市民等／飼い主／土地所有者
ごみの散乱防止、適切な処理、施策への協力

【重点区域の指定】 指定基準未整備
ごみ・ふんの散乱防止施策の重点実施

【特別保護区域の指定】 指定基準未整備
禁止行為の規定、保全施策の重点実施

【環境保護団体の認定】 認定基準未整備
区域内での環境保護推進
禁止行為の監視・指導・啓発

【財政的支援】 対象1団体 既存活動用の交付要綱有
団体が行うパトロール、指導、啓発

【罰則等規定】 適用実績なし
ポイ捨て回収命令、氏名等公表

【審議会の設置】
調査・審議 / 答申・提案

別 枠

環境基本計画
環境基本計画推進委員会

改正案

- 現状と実態に合わせ、H28年度、全部改正を行う
- 環境基本計画を包含し、分野体系的に政策を位置付ける

【目的】美しいふるさとづくり、環境との共生
豊かな自然環境保全／持続可能なまちづくり

【責務】自然的保護と社会的活用の共生
市／事業者／市民等／土地所有者等
計画策定、負荷低減措置、施策への協力、理解

市【施策策定】環境基本計画
総合的かつ計画的な推進、財政上の措置努力

【共生推進地域の指定】 地域指定で主体的共生！
美化・啓発・体験の各活動を自主計画化

【特別保護区域の指定】 保護と活用の推進
市・主体の管理区域には、監視・指導権限

【活動推進主体の認定】 主体性付与、各活動への支援

【財産権の尊重・関係法令の適用】 運用上の区別調整
国土、公益、上位法令等との整合

【審議会の設置】
調査・審議 / 答申
実行計画の策定調整、進捗管理